

第9回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

事 項 書

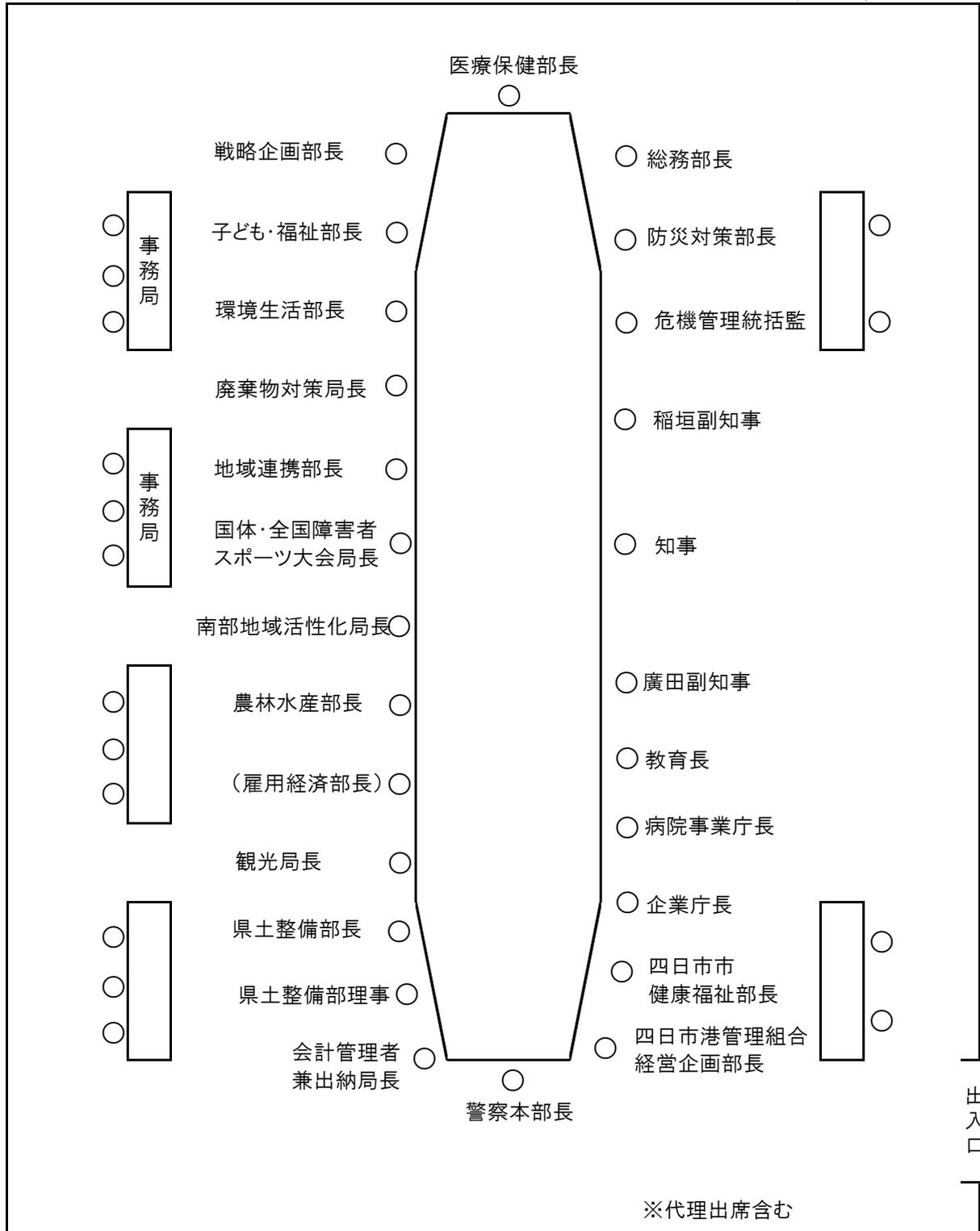
令和2年4月7日（火）
20時00分から20時30分まで
3階 プレゼンテーションルーム

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について
- 2 新型コロナウイルス感染症対策にかかる組織体制について
- 3 各部局の対応
- 4 知事指示事項

（会議終了後）県民への呼びかけ

第9回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議(4月7日)座席表

プレゼンテーションルーム



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。※暫定措置として、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症をこの特措法の適用対象とする改正が行われている。

新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る）が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる場合に行われる。

- ① 住民に対する外出自粛要請（特措法第45条第1項）
- ② 学校、社会福祉施設、興行場、多数の者が利用する施設に対する使用停止の要請・指示（特措法第45条第2項・第3項）
保育所、劇場、観覧場、映画館又は演劇場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケット、ホテル又は旅館、運動施設、博物館、美術館、図書館、キャバレー、ナイトクラブ、理髪店、学習塾等が該当（特措法施行令第12条）
- ③ 臨時医療施設のための土地、建物の使用（同意を得なくても使用することが可能）（特措法第48条・49条）
- ④ 運送業者に対する緊急物資、医薬品・医療機器等の運送要請・指示（特措法第54条）
- ⑤ 医薬品・食品・衛生用品等の売り渡しの要請（要請に応じない場合、収用が可能）（特措法第55条）

令和2年4月7日に発出された緊急事態宣言の概要について

- (1) 対象地域：7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）
- (2) 対象期間：令和2年4月8日から5月6日まで（延長される可能性有）



【特措法に基づく要請事項】

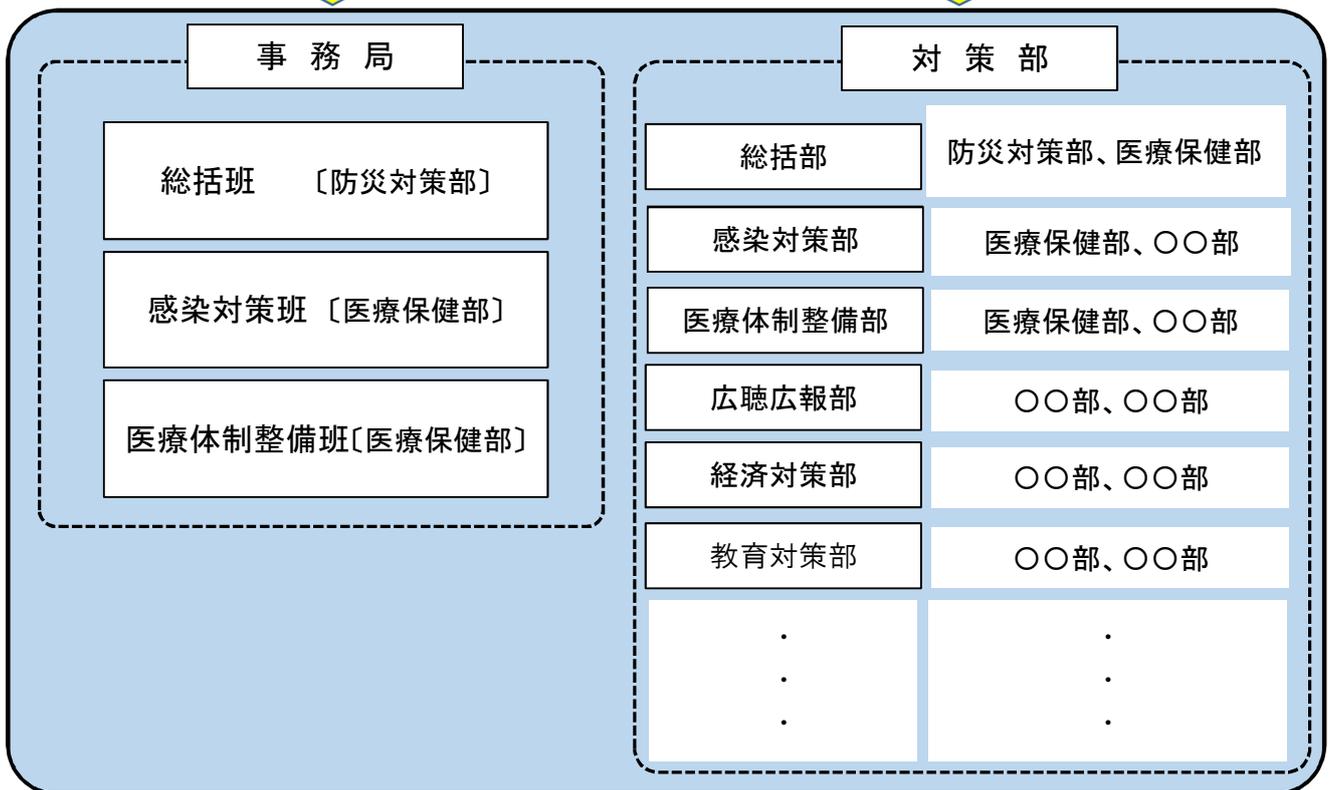
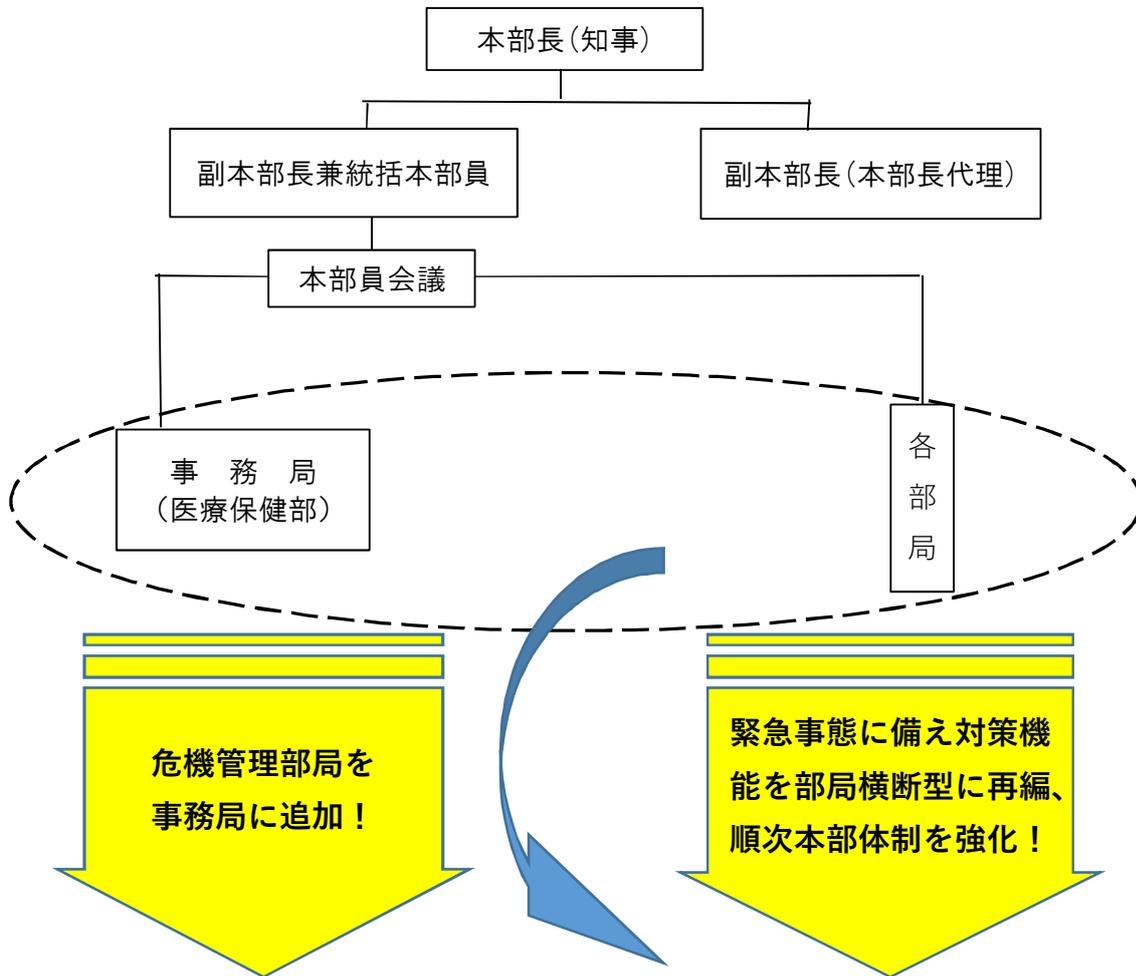
- ・都民に対する外出の自粛を要請
- ・イベント制限の要請

【その他】

- ・「緊急事態措置相談センター」の設立
- ・生活必需品を購入するための外出は制限しない
- ・公共交通機関に運休の要請をしない

令和2年4月6日第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料より

新型コロナウイルス感染症対策本部体制の再編



知事指示事項

令和2年4月7日

- 1 緊急事態宣言が発出された7都府県の状況を積極的に把握するとともに、国、市町、関係機関・団体等との連携を今まで以上に密にするなど、万全の体制を整えること。
- 2 緊急事態宣言の発出をふまえ、県の対策本部の事務局に防災・危機管理部局も含め体制の拡充を図るとともに、各部局が一丸となり最優先で新型コロナウイルスの対策に取り組むこと。
なお、県民の生活に支障を来さない急を要しない業務については可能な限り休止または先送りするなど、業務を適切に継続するための事業の見直しについてもあわせて検討すること。
- 3 県内での感染者の急増を見据え、病床の確保や人工呼吸器等の必要な設備の整備を進めるとともに、県内における圏域を越えた患者の受入体制の構築を行うこと。また、患者受入にかかる調整本部の設置や民間宿泊施設の活用等に向け、速やかに検討・調整を進めること。
- 4 新たに取りまとめられた国の緊急経済対策では、感染拡大の防止や医療提供体制の整備、雇用の維持と事業の継続などが示されたが、当該経済対策の内容を早急に精査し、県としての追加的な対策を速やかに検討すること。
また、新型コロナウイルス感染症が県内に及ぼす経済的な影響は深刻さを増していることから、例えば、飲食店利用や宿泊に対して各市町が行う経済的な支援に対する補助制度の創設など、需要喚起を行うための県独自の対策を速やかに検討すること。
- 5 今回の緊急事態宣言の対象期間である5月6日までの間、県が主催するイベント、啓発活動等、一般参加者を募る事業については、感染症防止対策の有無に関わらず、7都府県内で実施するものは延期または中止するとともに、7都府県にお住まいの方へは、県が主催する事業への参加の自粛をさらに強く求めること。
また、県主催イベントの開催にかかる考え方を県内市町と共有し、歩調を合わせた対応ができるよう留意すること。
- 6 緊急事態宣言が発出された7都府県に加え、北海道、愛知県、京都府など多くの感染が確認されている地域への出張や研修等による訪問は、県民の生活や県の機能維持に直結するものなど、重要かつやむを得ないものを除き、中止・延期すること。
また、緊急事態宣言が発出された7都府県内への派遣者については、居住する都府県からの指示に厳に従うこと。

- 7 国内においても一日あたりの感染者数が急増している地域があることや近隣県等でも多くの感染者が確認されていることをふまえ、各部局においては、感染拡大が続く地域への不要不急の出張や訪問を控えることを徹底すること。
また、感染防止対策を徹底するため、カラオケ、ライブハウス、バーなど三つの条件「密閉・密集・密接」に該当する場所の利用を控えるとともに、テレワーク、時差通勤、在宅勤務などの多様な手段を積極的に活用すること。
- 8 新型コロナウイルス感染症については、SNS等により患者個人の特定につながる内容や人権侵害、誹謗中傷、患者の勤務先の風評被害が懸念されるような情報が見受けられることから、各部局においては、あらゆる機会を活用し、差別や偏見が絶対に行われぬよう呼びかけるとともに、県民の皆様の不安解消の観点からも、正確な情報を迅速かつ的確に発信すること。
- 9 学校を再開するにあたっては、感染防止対策を徹底するとともに、登校することに不安を感じている生徒の皆さんや自主的に登校できない生徒の皆さんの徹底的なケアを行うこと。
また、県立学校におけるオンライン授業の準備を加速させること。